

(仮称) 北統合中学校 学校再編代表者会議委員名簿

敬称略

保護者代表 (条例第 5 条第 2 項第 1 号)	井ノ上 直人	いのうえ なおと	第二中学校 PTA 顧問 第二中学校地域検討会議 会長
	諸持 典明	もろもち のりあき	第二中学校 PTA 顧問
	大林 哲也	おおばやし てつや	第二中学校 PTA 会員
	高安 忠廣	たかやす ただひろ	干潟中学校 PTA 会長 干潟中学校地域検討会議 会長
	鍋木 正彦	かぶらき まさひこ	干潟中学校 PTA 副会長
	高木 真弘	たかぎ まさひろ	干潟中学校 PTA 会員
地域住民代表 (条例第 5 条第 2 項第 2 号)	浪川 正彦	なみかわ まさひこ	新町仲町区 区長
	中村 輝彦	なかむら てるひこ	江ヶ崎西町区 区長
	菅谷 圭一郎	すがや けいいちろう	中11区 区長
	越川 雅昭	こしかわ まさあき	西18区 区長
学校教育関係者 (条例第 5 条第 2 項第 3 号)	齊藤 実	さいとう みのる	第二中学校 校長
	溝口 洋樹	みぞぐち ひろき	干潟中学校 校長
福祉関係者 ・青少年育成関係者 (条例第 5 条第 2 項第 4 号/5号)	金谷 茂	かなや しげる	主任児童委員(共和・嚶鳴地区)
	宮野 智	みやの さとる	青少年相談員(琴田小学校区)
	大湊 一文	おおみなと かずふみ	民生委員(溝原区)
	石井 和芳	いしい かずよし	青少年相談員(萬歳小学校区)
その他教育委員会 が必要と認める者 (条例第 5 条第 2 項第 6 号)	廣岡 美穂	ひろおか みほ	共和小学校 保護者
	高埜 真奈未	たかの まなみ	共和小学校 保護者
	宮内 大知	みやうち だいち	池の端保育所 保護者
	高安 めぐみ	たかやす めぐみ	共和保育所 保護者
	藤崎 理佐	ふじさき りさ	中和小学校 保護者
	井上 真実	いのうえ まみ	萬歳小学校 保護者
	高木 奈保子	たかぎ なおこ	干潟町中央保育園 保護者
	花香 武見	はなか たけみ	干潟中学校 学校運営協議会委員

代表者会議の設置・進め方について

1. 代表者会議とは（旭市学校再編代表者会議条例）

①旭市教育委員会の諮問^{※1}に応じ、次の事項について、調査審議して答申^{※2}する会議です。（条例第4条）

【所掌事務】

- (1)学校再編の可否 (2)統合校の位置
(3)統合校の開校時期 (4)統合校の名称 (5)その他

②答申（意思決定）をするときは、採決にて行います。（条例第7条第3項）

(1)と(2)は出席委員の3分の2以上の賛成、(3)～(5)は出席委員の過半数で決します。

③代表者会議の答申を踏まえて、旭市教育委員会が内容を決定し、旭市議会へ必要な条例改正^{※3}などの議案を提出して、議決を得て最終決定となります。

④委員の人数は原則25人以内となります。（条例第5条）

⑤代表者会議に会長、副会長を置き、会議は会長が招集し、その議長となります。（条例第6条、7条）

⑥会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができません。（条例第7条第2項）

2. 委員の身分について

代表者会議は条例により定められた市の附属機関となるので、委員は地方公務員法第3条^{※4}に定める地方公務員（非常勤特別職）となります。よって、委員の氏名、会議の内容等は原則公開となります。

3. 委員の任期について（旭市学校再編代表者会議条例 第5条第3項）

委員の任期は、委嘱の日から答申が完了する日までとなります。年度が変わり、役職がなくなった場合でも、委嘱書は個人に対して交付しているので、役職に関わらず委員として継続します。

ただし、どうしても継続することが困難な場合には、後任の者と交代することも可能とします。その場合は新しい委員に委嘱書の交付を行います。

※1 諮問

定められた事項について意見を求めること。

※2 答申

諮問に対して審議、意思決定して回答をすること。

※3 変更が必要な条例等（一例）

- ・旭市立中学校設置条例
- ・旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則

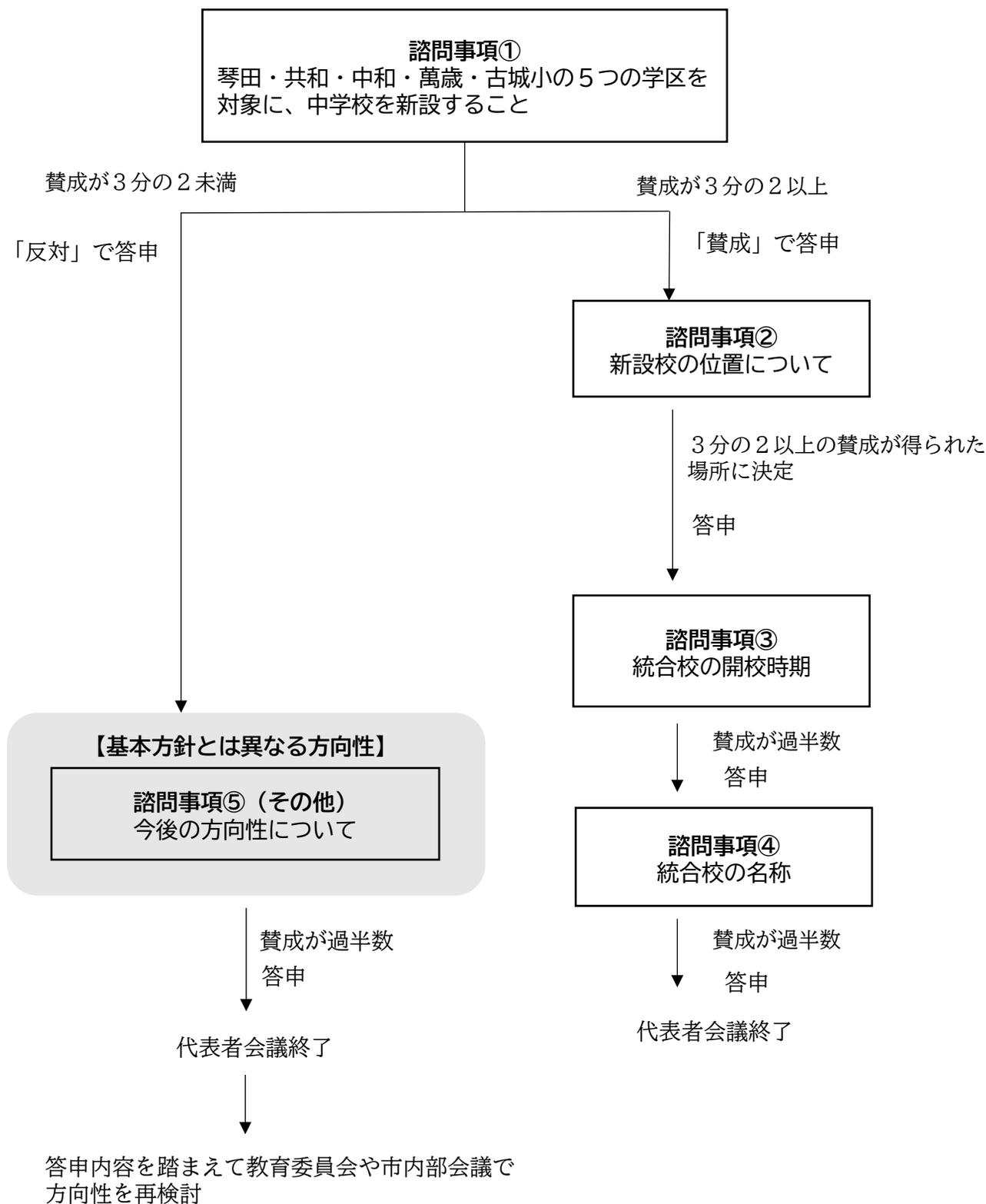
※4 地方公務員法（第3条）

第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(仮称) 北統合中学校代表者会議フロー図 (諮問・答申)



旭市学校再編代表者会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育環境の公平性と充実を図ることを目的に、市立の小学校及び中学校の再編を市民協働で進めるため市が設置する旭市学校再編代表者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 旭市立小学校設置条例（平成17年旭市条例第131号）及び旭市立中学校設置条例（平成17年旭市条例第132号）に基づき設置された小学校及び中学校をいう。
- (2) 学校再編 特定の市立学校同士を統合し、又は廃止して、編成し直すことをいう。
- (3) 統合校 学校再編により市が新たに設置しようとする学校をいう。
- (4) 再編対象校 学校再編の対象となる市立学校をいう。
- (5) 通学区域 旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（平成17年旭市教育委員会規則第6号）第2条に規定する通学区域をいう。

(設置)

第3条 市は、学校再編を実施しようとする都度、旭市学校再編代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第4条 代表者会議は、旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 学校再編の可否に関すること。
- (2) 統合校の位置に関すること。
- (3) 統合校の開校時期に関すること。
- (4) 統合校の名称に関すること。

(5) その他学校再編に関すること。

(組織等)

第5条 代表者会議は、委員25人以内をもって組織する。ただし、再編対象校の通学区域の状況を考慮し、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 再編対象校の児童又は生徒の保護者の代表
- (2) 再編対象校の通学区域の地域住民の代表
- (3) 再編対象校の学校教育関係者
- (4) 再編対象校の通学区域の福祉関係者
- (5) 再編対象校の通学区域の青少年育成関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 代表者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第4条第1号及び第2号に掲げる事項に係る議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 代表者会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、代表者会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 代表者会議の設置後最初の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、教育委員会教育長が招集するものとする。

(旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年旭市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中教育支援委員会調査員の項の次に次のように加える。

学校再編代表者会議委員	日額	6,000円
-------------	----	--------

○旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議のより公正な運営及び透明性の向上を図ることにより、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(審議会等)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、実施機関（旭市情報公開条例（平成 17 年旭市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に掲げる機関をいう。）に設置された審議会、協議会等をいう。

(会議の公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議において、条例第 12 条各号に掲げる不開示情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

(会議開催の事前公表)

第 4 条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の 1 週間前までに次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等其他の方法により傍聴人を決定することができる。

3 審議会等は、会議を公開する際、旭市傍聴要領（別記様式）を傍聴人に配付すること等により、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 審議会等は、会議を公開する場合、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配付するよう努めなければならない。

(会議結果等の公開)

第7条 公開した審議会等の会議結果は、条例に基づき原則公開とし、会議終了後、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行

旭市学校再編基本方針について

1. 中学校の現状と課題

- ・第一中学校と第二中学校が極端に近い位置にある
- ・第二中学校とその他の学校との生徒数のバランスが悪い
- ・干潟中学校の生徒数の減少

2. 再編案

- ・北統合中学校：琴田・共和・中和・萬歳・古城小の5つの学区を対象に、中学校を新設
- ・南統合中学校：中央・干潟・富浦・矢指・豊畑小の5つの学区を対象に、一中または二中を利用
- ・東統合中学校：海上中と飯岡中を統合して、海上中学校を利用

3. 生徒数の推計（第4回地域検討会議 配付資料抜粋）

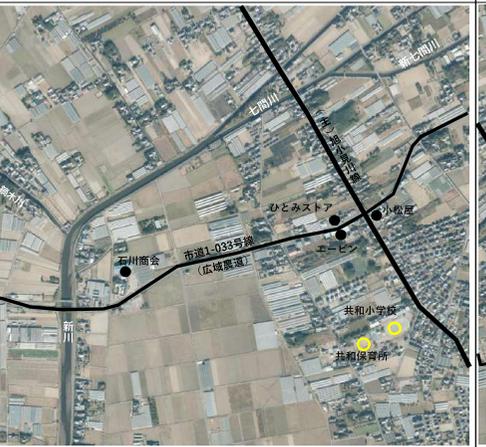
【現在の中学校】

	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19
一中	154	154	160	164	168	158	141	116	93	86	91	89	83
二中	722	702	714	682	671	678	658	658	636	660	613	600	551
干潟中	142	134	128	121	126	114	103	89	77	75	69	64	53
海上中	257	256	281	281	292	260	252	227	219	202	194	188	192
飯岡中	181	161	162	150	145	129	123	119	115	118	104	97	79

【再編後の中学校】

	2025 R07	2026 R08	2027 R09	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19
北中	342	327	304	291	278	272	258	259	246	257	234	226	202
南中	676	663	698	676	687	678	644	604	560	564	539	527	485
東中	438	417	443	431	437	389	375	346	334	320	298	285	271

(仮称)北統合中学校の候補地比較表

候補地	A 入野ローソン交差点付近	B 谷丁場交差点付近	C 広域農道(新川~新町交差点)	D 広域農道(新町交差点~西琴田)
航空写真				
1. 立地・地形	<ul style="list-style-type: none"> ・学区の中心近くに位置する <p>【直線距離(目安)】 中和小1km 萬歳小2.3km 古城小3.4km 琴田小3.6km 共和小2.3km</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学区のやや西側に位置する <p>【直線距離(目安)】 中和小2.7km 萬歳小4.5km 古城小2.7km 琴田小3.5km 共和小1.7km</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学区のやや南側に位置する ・人口重心に近い <p>【直線距離(目安)】 中和小3.0km 萬歳小4.1km 古城小3.9km 琴田小2.3km 共和小0.6km</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学区のやや東側に位置する ・人口重心に近い <p>【直線距離(目安)】 中和小2.7km 萬歳小2.8km 古城小4.5km 琴田小2.0km 共和小1.0km</p>
2. 周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分が水田であり、エリア南側の県道を中心に住宅が広がる ・周辺道路 県道旭小見川線 市道1-031号線(第2広域農道) ・新川~エリア中心まで約1.3km ・近隣公共施設:ふれあいセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・大部分が水田であり、エリア南側の広域農道沿いに住宅が点在している ・周辺道路 市道1-033号線(広域農道) 市道1-004・1-061号線(谷丁場遊正線) ・新川~エリア中心まで約0.8km ・近隣公共施設:なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアの西側は新川があり、水田が広がっている。東側は県道沿いに住宅地が広がっている ・周辺道路 県道旭小見川線 市道1-033号線(広域農道) ・新川~エリア中心まで約0.8km ・近隣公共施設:共和小学校、共和保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアの西側は県道沿いに住宅地が広がっている。東側は水田が広がっている。また、北側に河川が東西に流れている ・周辺道路 県道旭小見川線 市道1-033号線(広域農道) ・新川(新七間川)~エリア中心まで約0.3km ・近隣公共施設:なし
3. 土地利用制限	農業振興地域 浸水想定区域(0.5~3.0m未満)	農業振興地域 浸水想定区域(0.5~3.0m未満)	農業振興地域 浸水想定区域(0.5~3.0m未満)	農業振興地域 浸水想定区域(0.5~3.0m未満)
4. 財源	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金(1/2) ・過疎債(干潟地域) ・その他起債 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金(1/2) ・過疎債(干潟地域) ・その他起債 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金(1/2) ・過疎債(充当率:干潟中の生徒数案分) <p>【参考】R7生徒数 干潟中142人/全体342人=約41% ※実際は、開校時の生徒数で計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他起債 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金(1/2) ・過疎債(充当率:干潟中の生徒数案分) <p>【参考】R7生徒数 干潟中142人/全体342人=約41% ※実際は、開校時の生徒数で計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他起債
5. 土地の拡張性	拡張性:高 ※水田が連続的に広がっている	拡張性:高 ※水田が連続的に広がっている	拡張性:中 ※水田が連続的に広がっているエリアがある	拡張性:中 北側に河川、東側は大型ハウス・住宅が点在している

(仮称) 北統合中学校 (中和小・萬歳小・古城小) 学校再編地域検討会議**検討結果**

旭市学校再編基本方針の(仮称)北統合中学校について、干潟中学校 学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小・共和小・中和小・萬歳小・古城小の5つの学区を対象に、中学校を新設することに「賛成多数」となった。

【検討の経緯と理由】

干潟中学校は、昭和22年の創立以来、2回の統合といった変遷をたどりながら、地域と共に歩んできた歴史と伝統があり、地域に根付き親しまれてきた。

少子化の影響により、令和7年度の生徒数は142名(6学級)となり、各学年単学級になることが現実的となっている。

会議の中では、魅力的な新しい学校づくりを望む意見や、生徒数の減少を踏まえると統合自体は賛成という意見があった一方で、5つの学区だけで中学校を新設することについては、統合後の生徒数のバランスや中学校の新築費用を懸念する意見があった。

検討の結果、旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小・共和小・中和小・萬歳小・古城小の5つの学区を対象に、中学校を新設することに対しては、学区の見直しを求める意見があったものの、早期の再編を望むことから「賛成」とする意見が多い結果となった。

【基本方針とは異なる委員の意見】

学区の見直し

(仮称)北統合中学校を新設するのであれば、5学区だけでは生徒数が少なく、(仮称)南統合中学校との格差もあるため、(仮称)旭地域西小学校(干潟小・豊畑小)も学区に編入するなど、学区の見直しを検討してほしい。

第二中と海上中を活用

将来的な生徒数の推計を踏まえると、再編後の中学校の配置数は2校が適切だと考えるので、新設はせずに、スクールバスを活用して二中または海上中に通学することを検討してほしい。

【各候補地に対する意見】

候補地 A

- ・統合中学校の学区のほぼ中心であり、どの学区からも自転車で通学しやすい。
- ・住宅密集地から離れているため、保護者の送迎時の渋滞緩和や周辺住民の苦情が避けられる。また、周辺道路の拡張もしやすい。
- ・河川や交通量の多い幹線道路から距離があるため、通学の安全性が確保しやすい。
- ・過疎債が活用できるため経済的に有利。

候補地 B

- ・統合中学校の学区の西側となるが、住宅密集地から離れているため、保護者の送迎時の渋滞緩和や周辺住民の苦情が避けられる。
- ・干潟地域に建設した場合、過疎債が活用できるため経済的に有利。
- ・広域農道沿いは交通量が多く、通学や送迎に危険を伴うため避けたい。
- ・(仮称)旭地域西小学校(干潟小・豊畑小)の学区を含めるなら、この場所が良い。

候補地 C

- ・統合中学校の学区の人口重心に近い。
- ・広域農道沿いは交通量が多く、通学や送迎に危険を伴うため避けたい。

候補地 D

- ・ 統合中学校の学区のやや東側であり、琴田小・共和小寄りになっている。
- ・ 広域農道沿いは交通量が多く、通学や送迎に危険を伴うため避けたい。

その他

- ・ いずれの候補地においても、通学路の整備など安全対策を十分に行ってほしい。
- ・ 中学校を新築する場合は、給食センターの併設も検討してほしい。
- ・ 中学校を選択できるように、柔軟な学区の運用を検討してほしい。

【会議の概要】

第1回 (R7.7.7)	(1) 旭市学校再編基本方針の概要について (2) 北統合中学校の現状と保護者アンケート結果について (3) 意見交換
第2回 (R7.8.8)	(1) 統合校の位置について
第3回 (R7.9.22)	(1) 再編の可否について
第4回 (R7.10.27)	(1) 検討結果の報告書(案)について
第5回 (R7.12.1)	(1) 検討結果の報告書(案)について

令和7年12月1日

旭市教育委員会

(仮称) 北統合中学校 (琴田小・共和小) 学校再編地域検討会議

検討結果

旭市学校再編基本方針の(仮称)北統合中学校について、第二中学校 学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小・共和小・中和小・萬歳小・古城小の5つの学区を対象に、中学校を新設することに「**反対多数**」となった。

【検討の経緯と理由】

第二中学校は、昭和22年の創立以来、2回の統合といった変遷をたどりながら、地域と共に歩んできた歴史と伝統があり、地域に根付き親しまれてきた。

令和7年度の生徒数は724名(20学級)で市内最大規模の中学校となっており、文部科学省が示す適正規模12~18学級を上回っている。

会議の中では、子供の数が減っているので統合自体はやむを得ないという意見や、中学校を新設することで周辺地域の活性化が図れる、夢のある学校づくりを期待するといった意見があった一方で、5つの学区だけで中学校を新設することについては、統合後の生徒数のバランスが取れないことや新設の必要性、費用を懸念する意見があった。

検討の結果、旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小・共和小・中和小・萬歳小・古城小の5つの学区を対象に、中学校を新設することに対しては、生徒数の減少や費用面などで「**反対**」とする意見が多い結果となった。

【基本方針とは異なる委員の意見】

学区の見直し

(仮称)北統合中学校を新設するのであれば、5学区だけでは生徒数が少なく、(仮称)南統合中学校との格差もあるため、(仮称)旭地域西小学校(干潟小・豊畑小)も学区に編入するなど、学区の見直しを検討してほしい。

第二中と海上中を活用

- ・将来的な生徒数の推計を踏まえると、再編後の中学校の配置数は2校が適切だと考えるので、新設はせずに、既存の学校を活用することを検討してほしい。具体的には、干潟中学校の生徒はスクールバスを活用して、第二中学校や海上中学校へ通学する。

【各候補地に対する意見】

候補地 A

- ・河川から距離があるため、候補地の中では洪水に対するリスクが低い。
- ・周辺に高い建物や住宅がないので災害時の避難所や防災拠点として利用しやすい。
- ・災害時の避難経路を考えると主要な道路を通らなくても迂回路がある。
- ・干潟地域の子供の減少や将来的な再統合を考えると位置が良くない。

候補地 B

- ・干潟小が学区に編入することを想定するとバランスがいい。
- ・琴田学区からは遠く、歩道が無い。

候補地 C

- ・統合中学校の学区の人口重心に近い。

候補地 D

- ・統合中学校の学区の人口重心に近い。
- ・災害時の避難経路を考えると主要な道路を通らなくても迂回路がある。

その他

- ・いずれの候補地においても、通学路の整備など安全対策を十分に行ってほしい。

【会議の概要】

第1回 (R7.7.10)	(1) 旭市学校再編基本方針の概要について (2) 北統合中学校の現状と保護者アンケート結果について (3) 意見交換
第2回 (R7.8.4)	(1) 統合校の位置について
第3回 (R7.9.25)	(1) 再編の可否について
第4回 (R7.10.30)	(1) 検討結果の報告書(案)について
第5回 (R7.12.4)	(1) 検討結果の報告書(案)について

令和7年12月4日

旭市教育委員会